

産業厚生常任委員会 資料

令和2年8月12日

上下水道部

目 次

兵庫教育大学山国施設の上下水道料金訴訟に係る上告審不受理の決定について…… P 1

兵庫教育大学山国施設の上下水道料金訴訟に係る上告審不受理の決定について

1. 事件名

処分取消等、未払水道料金支払反訴請求上告受理申立て事件

2. 上告審受理申立てについて（上告までの流れ）

本市は、「本件給水契約を個別契約に切り替えた場合に、控訴人（国立大学法人兵庫教育大学）が給水条例第34条第2項及び第3項により加入分担金支払義務を負うものではない。」とした控訴審判決を不服として、最高裁判所に上告受理申立て（令和元年10月18日付）を行い、その後上告受理申立て理由書（令和元年12月18日付）を提出しました。

3. 令和2年3月4日 産業厚生常任委員会以降の状況について

最高裁判所で審理がなされた結果、令和2年7月17日付の調書（決定）において、下記のとおり上告審不受理の決定通知があったことから、控訴審の判決は確定し、本件訴訟は終結しました。

調書（決定）	
第1 主文	
1	本件を上告審として受理しない。
2	申立費用は申立人の負担とする。
第2 理由	
	本件申立て理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。
※第1主文及び第2理由は原文のまま転記	

4. 今後の対応について

(1) 加入分担金の返還

本市は、本件上告審不受理の決定による控訴審判決の確定を受け、国立大学法人兵庫教育大学と予め締結した加入分担金の取扱いに関する確約により、同大学が既に納付している加入分担金を返還します。

(2) 給水条例の一部改正

共同住宅の所有者と締結している給水契約を各住居との個別契約に切り替える行為に対して、加入分担金の取扱いに関する規定の一部を改正することとします。